

(仮称) 新さらきとまない風力発電事業
環境影響評価準備書についての
意見の概要と当社の見解

令和2年4月

電源開発株式会社

目 次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	1
(5) 縦覧者数	1
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催.....	2
(1) 開催日時	2
(2) 開催場所	2
(3) 来場者数	2
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握.....	2
(1) 意見書の提出期間	2
(2) 意見書の提出方法	2
(3) 意見書の提出状況	2
第2章 環境影響評価準備書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	3
○全般	3
○アセス手続	4
○風力発電機の仕様	5
○騒音	5
○動物（コウモリ類）	5
○動物（鳥類）	10
○景観	12
○累積的影響	13
○その他	13

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和2年1月17日（金）

(2) 公告の方法

令和2年1月17日（金）付の日刊新聞紙「北海道新聞（朝刊）」及び日刊新聞紙「日刊宗谷」に掲載した。（別紙1参照）

また、下記において電子縦覧を実施した。

- ・電源開発株式会社 ホームページ（別紙2参照）

http://www.jpowers.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind_shinsarakitomanai.html

(3) 縦覧場所

関係地域を対象に、以下に示す5箇所にて縦覧を実施した。（別紙3参照）

また、電源開発株式会社のホームページにおいて、インターネットの利用により電子縦覧を行った。

- ・北海道宗谷総合振興局 保健環境部 環境生活課（北海道稚内市 末広4-2-27）
- ・稚内市役所 環境水道部 環境エネルギー課（北海道稚内市 中央3-13-15）
- ・稚内市役所 宗谷支所（北海道稚内市 宗谷村宗谷）
- ・稚内市役所 沼川支所（北海道稚内市 声間村沼川）
- ・稚内市立図書館（北海道稚内市 大黒4-1-1）

(4) 縦覧期間

縦覧期間は以下のとおりとした。

- ・縦覧期間：令和2年1月17日（金）から令和2年2月17日（月）まで

※縦覧の時間は各施設の開庁・開館時間に準じた

※電子縦覧は令和2年1月17日（金）9時より令和2年2月17日（月）終日までとし、この間は常時閲覧可能とした

(5) 縦覧者数

縦覧者数（縦覧者名簿記載者数）は0件であった。

なお、電子縦覧のアクセス数は1,035回であった。

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 開催日時

令和 2 年 1 月 29 日（水） 18 時 30 分～20 時

(2) 開催場所

生涯学習総合支援センター（稚内市富岡 1-1-2）

(3) 来場者数

3 名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和 2 年 1 月 17 日（金）から令和 2 年 3 月 2 日（月）まで
（郵送の受付は、当日消印有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

準備書に対する環境保全の見地からの意見は、以下の方法により受け付けた（別紙 4 参照）

- ①電源開発株式会社への書面の郵送
- ②準備書縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ③住民説明会会場での提出

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は 3 通であった。

第2章 環境影響評価準備書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第18条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は51件であった。

「環境影響評価法」第19条及び「電気事業法」第46条の12の規定に基づく、準備書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

環境影響評価準備書について述べられた意見の概要と当社の見解

○全般

ID	意見の概要	事業者の見解
1	■1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。 事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。	環境影響評価準備書に対して環境の保全の見地から頂いたご意見は、環境影響評価法第二十一条の規定に従い、原則として「意見の概要」を整理しますが、要約しないことと明記されたご意見は、原文のまま記載することとしました。ただし、わかりやすい図書とする観点から同様の意見をまとめるため、意見の掲載順は、一部変更するとともに、具体的な個人名等が記載されている部分は先方への配慮から伏せ字としました。伏せ字箇所は【】書きとしています。
2	■その他 意見書は、法律で保障された地域住民の権利ですので、すべての記載内容を盛り込み部分的に除外することなく、すべての意見に真摯に対応してください。	環境影響評価準備書に対して環境の保全の見地から頂いたご意見は、環境影響評価法第二十一条の規定に従い、原則として「意見の概要」を整理しています。なお、要約しないことと明記されたご意見等は、原文のまま記載することとしました。ただし、わかりやすい図書とする観点から同様の意見をまとめるため、意見の掲載順は、一部変更するとともに、具体的な個人名等が記載されている部分は先方への配慮から伏せ字としました。伏せ字箇所は【】書きとしています。
3	コウモリ類について 欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。このことを踏まえて環境保全の見地から、本準備書に対して以下の通り意見を述べる。 なお、本意見はそれぞれが関係していることから集約・要約しないこと。	情報をお寄せいただき、ありがとうございます。 バット&バードストライクに関する影響が重点化されていることは承知しており、そのため、環境影響評価の選定項目としています。また、バットストライクは起こり得る事象であると考え調査及び予測評価を実施しています。 なお、環境影響評価準備書に対して環境の保全の見地から頂いたご意見は、環境影響評価法第二十一条の規定に従い、原則として「意見の概要」を整理しています。なお、要約しないことと明記されたご意見等は、原文のまま記載することとしました。ただし、わかりやすい図書とする観点から同様の意見をまとめるため、意見の掲載順は、一部変更するとともに、具体的な個人名等が記載されている部分は先方への配慮から伏せ字としました。伏せ字箇所は【】書きとしています。

○アセス手続

ID	意見の概要	事業者の見解
4	■図書縦覧・説明会等 ・縦覧と意見書募集の周知 環境影響評価図書の縦覧と意見募集の周知は、新聞広告を除くと貴社のホームページのみでした。新聞広告は新聞を取っていない人は読むことができず、読んだ人も再度確認することは困難です。近隣の他の事業者同様稚内市をはじめとした周辺自治体のホームページのトップページなどわかりやすいお知らせの欄に情報を掲載するよう依頼すべきです。このほか、回覧やポスター掲示、チラシ配布により多くの人に周知するよう努力すべきです。	準備書に係る公告については、稚内市広報誌掲載内容の確定が記事締め切りの後であったため掲載を見送り、その代わりに縦覧・説明会についてのお知らせ文書を稚内市ホームページに掲載いただきました。評価書手続きにおいても広報誌掲載やチラシ設置の実施を、検討いたします。
5	・説明会 説明会の一般参加者は、説明会後に個別に説明を受けるために出席した【地元環境保全団体】関係者2名だけでした（その他の参加者は全員事業者の関係者でした）。新聞広告以外に、貴社のホームページに案内がない、複数回実施するなどの周知の努力を怠った結果です。説明会は形の上で開催しても参加者がいなければ実施する意味がありませんので、合意形成を行うために説明会を再度開催しなおすべきです。	法定説明会に加え自主的な地元説明会を行うことで合意形成に努めておりますので、説明会の再開は考えていませんが、評価書手続きにおいては、当社ホームページにも説明会の実施について掲載するなど、より周知が可能となるように検討いたします。
6	・縦覧場所 サラキトマナイの風車はサロベツからも視認可能で影響を受けるため、豊富町の施設も縦覧場所に追加すべきです。	関係地域以外での縦覧について検討の余地はありますが、影響の程度に係らず、本事業の風力発電機が視認できることのみを理由に縦覧地域を広げることは考えておりません。
7	・オンラインの閲覧方法 縦覧期間のみインターネット上で閲覧可能ですが、ダウンロードや印刷ができません。約千ページもある環境影響評価の図書を、PC上のみで閲覧しながら、意見書を記載することは現実的な方法と言えません。図書の内容が実際と齟齬がないか精査することは、影響を適切に評価するうえで重要です。周辺の事業者の JFE エンジニアリングは閲覧期間に限らず随時、インターネットで閲覧可能にしていますので見習うべきです。また、稚内市図書館または市役所等で閉架禁帯出扱い等により厳重に管理したうえで所蔵し、閲覧できるようにすべきです。図書の信頼性の確保と、地域住民との合意形成のためには透明性・公平性が不可欠です。	準備書の縦覧より、よりご覧になりやすいよう、稚内市立図書館での縦覧も実施いたしました。縦覧期間終了後の図書公開については、現時点で想定していませんが、ご要望があることを踏まえ引き続き社内検討して参ります。
8	・情報共有 稚内市を活動範囲に含む地元の環境保全団体に対して他の事業者も行っているように、守秘義務契約などを結んだうえで、事業への理解を得るために図書を提供すべきです。	図書の提供は行うことができませんが、閲覧方法の工夫とあわせて引き続き検討して参ります。
9	1. 本準備書における P307 からの「方法書についての意見の概要及び事業者の見解」は、すでに現地調査を終えた段階での見解が記述されている。例えば、P309 の見解（最後の4行）では「なお、現地調査の結果、当該事業地でのコウモリ類の飛翔は少なく、ブレードとの接触が懸念される高度・風速での飛翔の割合も 20%程度であることから、」との見解が示されている。このことは方法書に対する一般住民の意見を全く無視した不誠実な対応である。	本図書は準備書段階にあり既に調査及び予測結果が出ていることから、方法書までの事業者見解に加え、「なお」書き以降にて、準備書で記載している予測結果についても記載することで、より分かり易くなるよう配慮して追記したものです。
10	2. 本準備書における P307 からの「方法書についての意見の概要及び事業者の見解」は、2019 年度第 1 回環境審査顧問会風力部会（2019 年 4 月 9 日）」で示された「資料 2-1-3 意見の概要と事業者見解」の内容に調査の結果が加筆されている。このような見解の示し方は、調査の実施内容および調査結果から先に示した不都合な見解を改ざんする余地があり、極めて問題がある。加筆または改ざんした意見や見解部分を明確に示すこと。	方法書についての意見の概要及び事業者見解について、方法書審査時の届出以降に加筆した部分を明記できておりませんでした。評価書において、適切に記載いたします。 なお、修正点は主に語尾（調査終了後であることから過去形に修正）であり、また加筆部分は調査及び予測・評価結果に伴う補足になりますので、改ざんではありません。
11	14. 評価書および事後調査報告書は、環境影響評価情報支援ネットワーク（環境省）において常時閲覧できる状態とすること。	縦覧期間終了後の図書公開については、現時点で想定していませんが、ご要望があること

ID	意見の概要	事業者の見解
		を踏まえ引き続き社内検討して参ります。

○風力発電機の仕様

ID	意見の概要	事業者の見解
12	■2. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）未満であってもブレードは回転するのか？	風力発電機の仕様としては、カットイン風速の風速 4m 未満においてブレードの回転は確実に停止するものではありませんが、カットイン風速未満が一定時間継続すると自動的にフェザーモードに移行し遊転状態（ブレーキを掛けずに空回りする状態）となり、発電時のように回転することはありません。
13	■3. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）未満にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を実行できるのか？	風力発電機の仕様として、カットイン風速未満が一定時間継続すると自動的にフェザーモードに移行し遊転状態（ブレーキを掛けずに空回りする状態）となり、発電時のように回転することはありません。

○騒音

ID	意見の概要	事業者の見解
14	■騒音、低周波音及び超低周波音による影響 北海道内の研究機関では、2018 年石狩湾新港周辺 4 事業による累積的影響評価を行った結果、石狩市、札幌市、小樽市において多くの住民に圧迫感・振動感を感じさせ、睡眠障害の疾患も生じ得るという結果が予測されています。これらのことから、「直接的な人体に影響し健康被害につながる事例は認められていない」との、環境省指針だけでなく、最新の知見等の情報に基づいた確実な方法により調査、予測を実施して、影響の回避を必ず行うべきです。今後、稼働した場合においても 1 年間に 4 回以上のヒアリングや精密騒音計による測定や調査を実施し、調査結果が様々な悪影響を与えていると認められた場合は、運転調整等を行うべきです。	情報をご提供いただき、ありがとうございます。 ご指摘のとおり、特に超低周波音に係る知見については、現在も研究事例が公表されている状況にありますが、準備書での予測評価においては環境庁のマニュアルや社団法人環境情報科学センターの研究結果をもとに、予測評価を行いました。 評価書手続きにおいて他事業者から情報が得られた場合には累積的影響の予測評価を行うとともに、図書にも記載しましたとおり、稼働後において、地元地区住民の方から問い合わせ等があった場合には、速やかに当該住民からヒアリングを行い、状況に応じて対策を講じる所存です。

○動物（コウモリ類）

ID	意見の概要	事業者の見解
15	■5. コウモリの保全措置（フェザリング）を実施すべき 貴社の事業地である上ノ国ウィンドファームでは、わずか 1 か月の間にバットストライクが 8 個体（コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体）も確認されている。他の事業地でもコウモリが大量に死んでいるのが報告されている※。 バットストライクは確実に生じる影響と捉えるべきである。 事業者の調査によれば、本事業計画地ではブレードの回転範囲である高高度でコウモリ類が確認されており、本事業計画地及びその周辺がコウモリ類の渡り（季節的な移動）のルートになっている可能性がある。既存事例から渡りの時期にバットストライクが発生しており「影響がない及び影響が極めて小さい」とはいえないため、少なくともコウモリが出現した時期（6 月下旬並びに 8 月下旬から 9 月上旬）は、カットイン風速未満の風速時に「フェザーモード（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）」を必ず実施していただきたい。 ※1 45 個体（4 種、1～32 個体）、2015、07 までに調べた 6 事業「風力発電施設でのバットストライク問題」（河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌 22(1)、9-11, 2017）⇒ヒ	採用する風力発電機の仕様として、カットイン風速未満が一定時間継続すると自動的にフェザーモードに移行し遊転状態（ブレーキを掛けずに空回りする状態）となります。

ID	意見の概要	事業者の見解
	ナコウモリ 3 2 個体「郡山布引高原風力発電所」(電源開発株式会社) 福島県 ※2 ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」(平成 30 年 10 月、株式会社ジェイウインド) 青森県 ※3 コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体 合計 9 個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」(平成 31 年 4 月、岩手県) ※4 コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体 合計 8 個体、「(仮称) 上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書(公開版)」(平成 31 年 4 月 株式会社ジェイウインド上ノ国) 北海道 ※5 ヒナコウモリ 5 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属の一種 1 個体、コウモリ類 1 個体 合計 9 個体「能代風力発電所リプレース計画に係る環境影響評価準備書」(令和元年 8 月、東北自然エネルギー株式会社) 秋田県 ※6 ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」(令和元年 12 月、よこはま風力発電株式会社) 青森県 ※7 ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体 合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」(2020 年 2 月、コスモエコパワー株式会社) 北海道	
16	■7. 「影響の程度が小さい」と「影響が極めて小さい」の違いは何か? P312 コウモリ類への環境影響保全措置を要望した一般意見に対し事業者は「環境保全措置は「影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合」に検討することとなっている」と述べた。 では「影響の程度が小さい」と「影響が極めて小さい」の違いは何か? 「影響の程度が小さい」と「影響が極めて小さい」について定義及び根拠を述べよ。	文言が統一できておらず、失礼しました。 どちらも正確には「環境影響の程度が極めて小さい」となります。
17	■9. P693 コウモリ目 1 の影響予測結果が不適切 P693 コウモリ目 1 の影響予測について「フルスペクトラム方式のバットディテクター調査の結果、地上高 50m 及び 100m 地点でも音声データの記録を確認したことから、ブレードの接触の可能性はある。 しかしながら、記録期間である 4~10 月における平均データ数は 0.035/時間 (0.39/1 日・11 時間) でありそもそも飛翔は多くないこと (図 10.1.3-47)、表 10.1.3-29 のとおり全確認データのうち衝突の可能性のある風速・高度の飛翔は、20%程度であること、図 10.1.3-48 のとおり風速別の選好性を見ると、風力発電機が回転を始めるカットイン風速 4m 未満である風速 1~3m を選好して飛翔していることから、その影響の程度は小さいものと予測する。(中略) 以上のことから、施設の存在により該当種がブレードへ衝突する可能性は小さいものと予測する。」とある。 事業者は「日平均データ数が少ない」ことを根拠のひとつに「衝突する可能性は小さい」と予測しているが、わざわざ日平均をもちだす理由が理解できない。仮に「日平均データ数」が少ないからといって、それが「ブレードへ衝突する可能性は小さい」根拠にならない。これは分母を大きくし、平均を小さくみせかける詐欺術である。事業者の結果によれば「8 月下旬から 9 月上旬に確認のピークがあった(最大は 8/30 の計 90 データ) ほか、50m 地点では 6 月下旬頃にピーク (6/24 の計 22 データ) が見られた」とある。P585 の図をよくみると、事業地では 6 月下旬並びに 8 月下旬から 9 月上旬に「ブレード回転範囲でコウモリ目 1 の活動が集中しており」、「衝突する可能性が小さい」とは言い切れない。	時間当たりの平均データ数はデータ量を示す一つの指標として示したものであり、その飛翔量が多くないことも一つの理由とし、影響の程度が小さいと予測しました。 なお、飛翔数が多ければブレードへ衝突する可能性も高くなると考えられ、データ量が少ないことを、衝突する可能性を判断する上での一つの根拠とすることは、違和感はないものと考えます。

ID	意見の概要	事業者の見解
18	■10. P693 コウモリ目 1 の影響予測結果が不適切 2 P693 コウモリ目 1 の影響予測について「フルスペクトラム方式のバットディテクター調査の結果、地上高 50m 及び 100m 地点でも音声データの記録を確認したところから、ブレードの接触の可能性はある。しかしながら、記録期間である 4～10 月における平均データ数は 0.035/時間 (0.39/1 日・11 時間) でありそもそも飛翔は多くないこと (図 10.1.3-47)、表 10.1.3-29 のとおり全確認データのうち衝突の可能性のある風速・高度の飛翔は、20%程度であること、図 10.1.3-48 のとおり風速別の選好性を見ると、風力発電機が回転を始めるカットイン風速 4m 未満である風速 1～3m を選好して飛翔していることから、その影響の程度は小さいものと予測する。(中略) 以上のことから、施設の有無により該当種がブレードへ衝突する可能性は小さいものと予測する。」とある。 「そもそも飛翔は多くない (図 10.1.3-47)」を根拠のひとつに「衝突する可能性は小さい」と予測しているが、「図 10.1.3-47」をみると縦軸に風速区分図 (目盛り最大値 7, 0 0 0) を採用し、恣意的に音声データの数値を低くみせかけている。別事業の委託先である【コンサルタント会社】は、音声解析にこのような稚拙な解析を行っていない。法手続きに対する事業者の姿勢がそもそも疑わしい。	図 10.1.3-47 において、風速区分の目盛りの最大値は 7,000 ですが、コウモリ類の確認時間帯数はあまりに少ないため、最大を 700 とした右軸の目盛りを採用しています。なお、実際の数は図の下にグラフを併記しており、音声データの数値を低く見せかけようとする意図はありません。
19	■6. バットディテクターの探知距離が記載されていない P311「バットディテクターの探知可能距離を示すこと」という一般意見に対し事業者は「マイクにより音を感知することのできる範囲は、周波数帯別の感度だけでなくコウモリ類の発する音圧にも影響することから具体的な距離で示すことはできません。」と回答した。 しかし他の事業者の委託先である【コンサルタント会社】が作成した準備書には探知距離が記載されている。【コンサルタント会社】は「具体的な距離で示すこと」ができたのに、事業者の委託先である「アジア航測」はテストさえもしていない。もっともらしい言い訳をしているが、「やる気がない」だけであろう。本事業者及びその委託先は法の定める手続きと一般意見を軽視する傾向にあると強く感じている。	今回使用した WildlifeAcoustic 社の SMM-UI1 については、仕様書上でも周波数帯別の感度とノイズ及び方向応答性が記載されているのみであり、探知可能距離は示されていません。これまでの調査の経験からも、マイクにより音を感知することのできる範囲は、周波数帯別の感度だけでなくコウモリ類の発する音圧にも影響することから具体的な距離で示すことはできないと考えます。 なお、ご紹介いただきました他事業者様の図書は特定できておらず、使用した機材、検証の方法など、その記載の詳細についても把握できておりません。
20	■11. P693 コウモリ目 1 の影響予測結果が不適切 3 P693 コウモリ目 1 の影響予測について、「フルスペクトラム方式のバットディテクター調査の結果、地上高 50m 及び 100m 地点でも音声データの記録を確認したところから、ブレードの接触の可能性はある。しかしながら、記録期間である 4～10 月における平均データ数は 0.035/時間 (0.39/1 日・11 時間) でありそもそも飛翔は多くないこと (図 10.1.3-47)、表 10.1.3-29 のとおり全確認データのうち衝突の可能性のある風速・高度の飛翔は、20%程度であること、図 10.1.3-48 のとおり風速別の選好性を見ると、風力発電機が回転を始めるカットイン風速 4m 未満である風速 1～3m を選好して飛翔していることから、その影響の程度は小さいものと予測する。(中略) 以上のことから、施設の有無により該当種がブレードへ衝突する可能性は小さいものと予測する。」とある。 「確認データのうち衝突の可能性のある風速・高度の飛翔は、20%程度であること」を根拠のひとつに「衝突する可能性は小さい」と予測しているが、高度 L と高度 M のダブルカウントを考慮していない (委託先が探知可能距離のテストを怠ったため)。仮に「確認データのうち衝突の可能性のある風速・高度の飛翔が 20%程度」だとしても、「ブレード回転範囲にコウモリ類がいる」のであれば、「衝突する可能性は小さい」とは言い切れない。	ご指摘の通り、特に 20kHz のピーク周波数を持つコウモリ目 1 については、高度 00m、50m、100m の中で、ダブルカウントやトリプルカウントされているデータがある可能性は否定できません。その中であって、ブレード回転範囲については 50m・100m の二つのマイクによる記録データについて重複を考慮せずに集計していることから、十分に安全側の予測になっていると考えます。
21	■12. P693 コウモリ目 1 の影響予測結果が不適切 4 P693 コウモリ目 1 の影響予測について、「記録期間である 4～10 月における平均データ数は 0.035/時間 (0.39/1 日・11 時間) でありそもそも飛翔は多くないこと (図 10.1.3-47)、表 10.1.3-	風力発電機の仕様として、カットイン風速未満が一定時間継続すると自動的にフェザーモードに移行し遊転状態 (ブレーキを掛けないで空回りする状態) となります。

ID	意見の概要	事業者の見解
	29 のとおり全確認データのうち衝突の可能性のある風速・高度の飛翔は、20%程度であること、図 10.1.3-48 のとおり風速別の選好性を見ると、風力発電機が回転を始めるカットイン風速 4m 未満である風速 1～3m を選好して飛翔していることから、その影響の程度は小さいものと予測する。(中略) 以上のことから、施設の存在により該当種がブレードへ衝突する可能性は小さいものと予測する。」とある。 「風力発電機が回転を始めるカットイン風速 4m 未満である風速 1～3m を選好して飛翔していること」を根拠のひとつに「衝突する可能性は小さい」と予測しているが、「本事業で採用する風力発電機がカットイン未満でもブレードが回転する」のであれば、上記予測は成立せず、「風速 4m 未満であっても該当種が衝突する可能性がある」。よって、環境保全措置として「カットイン風速 4m 未満のフェザーモード」を実施すること。	
22	■14. コウモリ類の死骸探索調査について 以上の指摘を踏まえ事業者は「予測に不確実性がともなうので事後調査を実施する」などと主張するかもしれない。しかしコウモリ類の死骸は小さいため、スカベンジャーに持ち去られて短時間で消失してしまう。よって事後調査については最低でも月 4 回以上の死骸探索を行うべきだ。月 2 回程度の頻度では、コウモリの死骸探索調査として不適切である。	図書に記載したとおり、コウモリ類のバットストライクに対する影響の程度は極めて小さいと考えており、事後調査を実施する計画とはしていません。
23	■15. コウモリ類の死骸探索調査について 2 前述の意見について事業者は「生物調査員による事後調査は月に 2 回とし、あと 2 回は定期点検のついでにおこなう」と回答するかもしれないが、定期点検をする者と生物調査員とではコウモリ類の死骸発見率が全く異なることが予想される。仮に、定期点検者が「点検のついで」に調査をおこなうのであれば(定期点検のついでにコウモリ類の死骸を見つけるのは、物理的に難しいだろうが)、「コウモリ類の死骸消失率」、「定期点検者と生物調査員、それぞれのコウモリ類の死骸発見率」を調べたうえで、「適切な調査頻度を客観的に示す」こと。	図書に記載したとおり、コウモリ類のバットストライクに対する影響の程度は極めて小さいと考えており、事後調査を実施する計画とはしていません。
24	■16. コウモリ類の死骸探索調査は有資格者が実施すること コウモリ類の体は非常に小さく、地面に落ちた死骸は、そう簡単には見つけられない。コウモリ類の死骸探索は、観察力と集中力が必要とされる専門的な調査であり、十分な経験を積んだプロフェッショナル(生物調査員)が実施するべきである。よって、コウモリ類の死骸探索調査については、「すべて」生物分類技能検定 1 級(哺乳・爬虫・両生類分野)等の有資格者が実施し、「透明性」を確保すること。	図書に記載したとおり、コウモリ類のバットストライクに対する影響の程度は極めて小さいと考えており、事後調査を実施する計画とはしていません。
25	■17. 月 2 回程度の死骸探索調査など信用できない コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去れて 3 日程度で消失することが明らかとなっている※。仮に月 2 回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。 ※平成 28 年度～平成 29 年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業(既設風力発電施設等における環境影響実態把握 I 報告書) P213. NEDO, 2018.	図書に記載したとおり、コウモリ類のバットストライクに対する影響の程度は極めて小さいと考えており、事後調査を実施する計画とはしていません。
26	■18. 事後調査(死骸探索調査)は徹底的に実施すること コウモリ類の事後調査(死骸探索調査)は、毎週 1 回以上の頻度で、4 月から 11 月まで必ず実施すること。	図書に記載したとおり、コウモリ類のバットストライクに対する影響の程度は極めて小さいと考えており、事後調査を実施する計画とはしていません。
27	■19. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること コウモリの事後調査は、ヨーロッパのガイドライン※に準拠し「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べることで必要である。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没 1 時間前から日の出 1 時間	情報をお寄せいただき、ありがとうございます。 本事業においては図書に記載したとおり、コウモリ類のバットストライクに対する影響の程度は極めて小さいと考えており、事後調査を実施する計画とはしてありますが、今後の参考とさせていただきます。

ID	意見の概要	事業者の見解
	後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014 年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATS Publication Series No.6」 (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)	
28	3. P581 における調査手法で使用するバットディテクターおよびアクセサリーのすべての機種名を示すこと。	調査で使用するバットディテクターは以下の通りです。評価書において、記載します。 ○ヘテロダイン方式のバットディテクターによる調査 ・Magenta Bat5 ○フルスペクトラム方式のバットディテクターによる調査 ・本体: Song Meter SM4BAT FS Full-Spectrum Ultrasonic Recorder ・マイク: SMM-U1 External Ultrasonic Microphone
29	4. P581 の「a. 調査手法」の「イ」で、「地上 100m, 50m, 5m 程度の高さにフルスペクトラム方式のバットディテクター用マイクを取り付け、音声録音した」と記載されているが、P585 から示された図のマイク高が「00m」となっている。なぜわざわざマイクを地上 0m に設置したのか、方法書で示した 5m ではなく 00m から録音を行った理由を説明すること。	紛らわしい表記でした。実際の取り付け位置は、方法書記載の通り概ね地上 5m 程度の地点です。
30	5. P694 の「確認時間帯数」の図の意味がわからない。なぜ単なる風速の出現をグラフ化する必要があるのか。10 分毎のコウモリ類の存在は「0, 1」で積算しているのか、なぜ単純に「風速毎のコウモリ類の出現回数」を示さないのか理由を述べること。アセス図書は一般住民が理解できるように分かり易く簡潔に記述すべきである。	同一個体がマイクの周辺を飛翔し続けた場合には多くの音声記録されてしまうため、確認記録数を用いると、その風速が過大評価されてしまいます。実際に得られたデータを見ても、ある 1～2 分間に複数の音声データが得られている例がありました。そのため、便宜的に一律の時間帯を設け、その時間帯における確認記録の有無で集計を行うことで、コウモリ類の選好する風速を把握しようと試みたものです。なお、本文に示した通り、時間帯はナセルにおける風況データと合わせ、10 分間としました。 なお、10 分毎のコウモリ類の存在は「0, 1」で積算しています。 評価書において、分かり易く簡潔な記述を行います。
31	6. P694 の表「音声データ確認数」に「高度 00m」が記載されており、本意見書「4.」でも指摘したとおり、なぜ P581 でした手法とは異なる高さで調査を行ったか理由を述べよ。	紛らわしい表記でした。実際の取り付け位置は、方法書記載の通り概ね地上 5m 程度の地点です。
32	7. P695 の図におけるコウモリの出現は高度 50 および 100m、すなわちブレード回転域に相当する 212 データ (128+84) によるものなのか説明が必要である。なお、高度 00m のデータ値が含まれる場合は何を示したいのか全く意味不明なグラフと判断される。	図 10.1.3-48 が誤っており、ご推察のとおり高度 50 および 100m とすべきところ、高度 00m のデータ値が含まれておりました。修正したものを評価書にて記載します。
33	8. P693 の影響予測（ブレードへの接触）において、「記録期間である 4～10 月における平均データ数は 0.035/時間 (0.39/1 日・11 時間) でありそもそも飛翔は多くないこと (図 10.1.3-47)、表 10.1.3-29 のとおり全確認データ数のうち衝突の可能性のある風速・高度の飛翔は 20%程度であること、図 10.1.3-48 のとおり風速別の選好性を見ると風力発電機が回転を始めるカットイン風速 4m 未満である風速 1～3m を選好して飛翔を行っていることから、その影響の程度は小さいものと予測する」と記述されているが、P585 の 50・100m において 6 月下旬と 8 月下旬、9 月中旬に 22 時から 23 時の時間帯に記録が突出しており、この	時間当たりの平均データ数はデータ量を示す一つの指標として示したものであり、その飛翔量が少なくないことも一つの理由とし、影響の程度が小さいと予測しました。 なお、飛翔数が多ければブレードへ衝突する可能性も高くなると考えられ、データ量が少ないことを、衝突する可能性を判断する上で一つの根拠とすることは、違和感はないものと考えます。

ID	意見の概要	事業者の見解
	ことは当該地域がコウモリ類の移動ルートになっていることが示唆されるため、この時期に大量のバットストライクが起こる可能性が高い。従って、調査期間中の時間当たりの平均等で予測を行っても全く無意味である。	
34	9. P693 の「コウモリ目 1」についての予測は、事業者が「そもそも飛翔が少ない」と述べたことから、「8.」で示した突出した期間におけるコウモリの出現と風速の関係を示さなければ「その影響の程度は小さい」との予測は成り立たない。「8.」でも述べた如く、1 晩で大量のバットストライクが起こることが予測され、「地域個体群に甚大な影響を与える」だろう。事業者およびコウモリ類の専門家は何のために調査を行ったのか理解ができていないことが明らかとなった。	いただいたご意見を踏まえ、突出した期間におけるコウモリの出現と風速の関係を整理するなど、より丁寧な予測評価に努めます。
35	10. P693 の「本有」とはどこ場所か。	ご指摘いただき、ありがとうございます。「本州」の誤りです。評価書において訂正します。
36	12. P651 における環境保全措置については、P693 で述べた「風力発電機が回転を始めるカットイン風速 4m 未満である風速 1～3m を選好して飛翔を行っていることから、その影響の程度は小さいものと予測する」に基づき、「風速 4m 未満ではブレードの回転をすべての期間において停止する」との環境保全措置を確約することが重要である。	風力発電機の仕様としては、カットイン風速の風速 4m 未満においてブレードの回転は確実に停止するものではありませんが、カットイン風速未満が一定時間継続すると自動的にフェザーモードに移行し遊転状態（ブレイキを掛けずに空回りする状態）となります。
37	13. 今後の事後調査については、新しい調査手法が開発される可能性があることから、調査実施前にコウモリ類の専門家と調査頻度、範囲、確認種の扱い（同定および死骸の保管方法）について協議を行う必要がある。	図書に記載したとおり、コウモリ類のバットストライクに対する影響の程度は極めて小さいと考えており、事後調査を実施する計画とはしていません。 なお、いただいたご意見も踏まえ、計画している飛翔性動物死骸確認調査においては、実施段階における最新の知見を踏まえて、実施内容を見直すことを検討します。

○動物（鳥類）

ID	意見の概要	事業者の見解
38	■鳥類 ・全体 サラキトマナイの既存風車は環境影響評価の制度が変更される前に実施された事業ですので、建設前に現地調査が行われていません。既存の風車の存在による影響を明らかにするため、既存の風車を撤去した後に最低 1 年程度空けたうえで、既存の風車による影響を調査し評価してから新たな風車を建設すべきです。	渡りについては、環境影響要因として特に渡り経路の消失及び渡りの阻害が重要であると考えます。既設風力発電所は平成 13 年 12 月に営業運転を開始しており、今日まで渡りが継続して行われていることから、その影響の程度は小さいと考えます。また、建替えにあたっては、建替え後も同様に渡りが行えるか否かが重要であると考えます。よって、既存のサラキトマナイの風力発電機を取り壊した後、新たな風力発電機の建設前に調査を行う考えはありません。
39	・鳥類の定点センサス法 狙いの種を選定し適切な時期と調査方法を考慮しながら調査を行わなければ、有効な結果を得ることができません。1 地点 30 分×9 地点×月 1 回（月に半日の調査）では気象条件に左右されるため、生息する鳥類を十分に把握できません。複数回の調査が必要ですので、追加調査を行うべきです。	定点センサス法による空間利用調査は、風力発電機建替え後の風力発電機への衝突リスクの把握を行うことを主な目的として実施するものであり、風力発電機建設予定位置を飛翔する鳥類すべてを対象としています。 当該手法については、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（平成 27 年、環境省）においても紹介されている手法です。 これによれば、調査時間は地点毎に 30 分間を目安とするとされており、調査地点は風力発電機設置予定箇所の類型区分別に定めることが紹介されています。本事業では全ての風力発電機が丘陵地の牧草地であり、単独の類型に対して 1 月あたり 270 分（30 分×9 地点）の調査を実施できていることから、調査時間

ID	意見の概要	事業者の見解
		として問題ないものと考えています。 なお、実際の調査では天候を見ながら、悪天の日を避けて実施しています。
40	・希少猛禽類 調査対象種を選定したうえでその種にとって適切な調査時期と調査方法を考慮したうえで調査を行わなければ、有効な結果を得ることができません。方法書には調査時間が記載されていませんでした。準備書においても5月から10月までの間に調査時間が示されていませんので記載すべきです。	失礼いたしました。 5～10月の調査は8:00～16:00で実施しています。 評価書において、適切に記載します。
41 -1	・ガン、ハクチョウ類 サラキトマナイの事業地はガン・ハクチョウ類がロシア・日本間を渡る上での主要なフライウェイに位置することが明らかとなっているため、事業を避けるべき場所です。近隣のユラスエナジー（株）の川西の事業地はその中心に位置することから、経済産業大臣よりサラキトマナイに隣接する場所の多くの風車を取りやめにすべきという意見が出され、実際に多くが取りやめになりました。近隣で（公財）日本野鳥の会（添付報告書参照）、ユラスエナジー（株）、エコパワー（株）が行った調査でも事業地周辺上空にガン・ハクチョウ類の通過が多数確認されているため、当地域においても川西と同様の状況であることがうかがえます。情報を開示して、その結果を考慮したうえで影響を評価すべきです。	本事業を予定している地域が主要なフライウェイに位置することは既存文献調査の結果より承知していますが、それを踏まえ、調査を実施するとともに、予測及び評価を行っています。なお、お寄せいただきました情報についても、その利用が可能な場合には考慮した上で、評価書において影響を評価するようにいたします。
41 -2	ハクチョウ類調査では本事業の昼間の調査結果によると渡り経路が事業地内を避ける結果が出ていますが、渡りのピーク時期から外れた5月中旬と11月上旬に調査日が設定されており、ほとんど渡りが確認されていません。調査回数も春と秋でそれぞれ3日しか行っており、実施時期が不適切な上記の1日を除くと各季節2日間しかありませんでした。春の4月に行われた調査でも1つか2つかの集団（1つの集団は数十羽のことが多い、野鳥の会報告書参照）しか記録が取れておらず、3回の調査のうち1回（1日分）しか十分な結果が得られていません。夜間調査は6日のうちデータが取れたのは2日間だけでした。渡りは日によってばらつきが多く、気象条件によって大きく変化します。他の事業結果や日本野鳥の会が行った調査結果と比較しても調査日数や確認個体数が少なすぎ、調査結果として影響評価するに十分な結果を得られているとは言えません。貴社がヒアリングを行った鳥類の専門家3名の中にはガン・ハクチョウ類の専門家は含まれていませんでした。地元の渡り情報に詳しい自然保護団体の鳥類専門家の意見を参考にせず、適切な調査方法の確認を怠ったことがその原因です。	ハクチョウ類の渡りは、注目すべき生息地としてその渡り経路を評価しようとしているものであり、ハクチョウ類の渡り期間全体を対象に偏りなく調査を実施することが重要であると考えます。そのため、ご指摘の通りデータの数が少ないものもありましたが、渡り期全体の状況を確認できるよう、調査を実施しました。なお、調査結果より渡り経路を把握することができていることから、十分な結果が得られていないとは考えておりません。 また、ヒアリングを行った対象者の詳細については公開しておりませんが、地元の鳥類に詳しい方にヒアリングを実施しています。
41 -3	マガン・オオヒシクイもハクチョウと同様に主要なフライウェイとしてサラキトマナイ周辺を利用するので、調査対象に加えるべきですが、調査が行われていませんでした。猛禽類やハクチョウ類調査とは調査時期や方向も異なるため、既存の調査からは参考程度の結果しか得ることができません。また、渡りの時期はマガン・ヒシクイでそれぞれ渡りの最盛期が異なりますので、ガン類の調査として調査方法を専門家に相談しながら検討し再度調査すべきです。 以上から、貴社の調査結果は不十分であるため、日本野鳥の会や他事業者の調査結果を参考にしながら、地元の鳥類専門家の助言を得たうえで調査をやり直し補影響評価をしないべきです。方法書に記載された意見ではこの部分が除外されていたので、除外せず事業者の見解を示してください。日本野鳥の会によるサラキトマナイを含むガン・ハクチョウ類の調査結果を添付しますので評価の参考にしてください。	渡り個体を含むガン類の飛翔状況については、定点センサス法による空間利用調査のほか、希少猛禽類定点調査及びハクチョウ類の渡り定点調査で確認しています。希少猛禽類定点調査は毎月1回実施しており、ハクチョウ類の渡り定点調査・定点センサス法による空間利用調査と合わせると、渡り時期には高い頻度での調査を実施しています。また、いずれの調査においても対象事業実施区域の上空は調査対象としており、調査範囲についても問題ないものと考えます。よって、調査のやり直しについては検討していません。なお、評価書においてはご提供いただいた日本野鳥の会によるサラキトマナイを含むガン・ハクチョウ類の調査結果も、評価の参考とさせていただきます。
41 -4	ハクチョウ類・ガン類は仮に風車を避けたとしても、高頻度利用される場所では障壁影響が大きくなります。既存の風車による障壁影響を明らかにするためには、既存のサラキトマナイ	渡りについては、環境影響要因として特に渡り経路の消失及び渡りの阻害が重要であると考えます。既設風力発電所は平成13年12月

ID	意見の概要	事業者の見解
	の風車を取り壊した後の新たな風車の建設前に、最低 1 年程度の調査期間を設けるべきです。 障壁影響が明らかになった場合は、主要な渡り経路における風車の建設は避けるべきです。	に営業運転を開始しており、今日まで渡りが継続して行われていることから、その影響の程度は小さいと考えます。なお、準備書 p653 にも示したとおり、専門家からもハクチョウ類は既設風力発電機を避けて飛翔していると言え、そのことによるエネルギーロスも渡り経路の全長から考えれば微々たるものであるとのコメントをいただいています。そのため、建替えにあたっては、建替え後も同様に渡りが行えるか否かが重要であると考えます。よって、既存のサラキトマナイの風車を取り壊した後の新たな風車の建設前調査を行う考えはありません。
42	・死骸調査（鳥類・コウモリ類） 死骸の消失率を考えると月 1 回では十分な評価ができません。他の事業者でも月 2 回以上調査を行っています。持ち去り率調査では小鳥類と大型鳥類を含め、半数以上が 5 日以内に消失しているため、消失率を考えると月最低月 5 日ごとに調査行われないと適切な評価できませんので、やり直してください。特にオジロワシの場合、月に 1 度衝突すれば多いほうなので、残存率が高い 5 日以内に 1 回の頻度で調査を行うべきです。また、過去に他の地域で風車との衝突事故が多い冬の積雪期に調査が行われていませんが、積雪期の場合、雪に埋もれて見えなくなることや考慮して積雪状況に合わせて 5 日以内などの高頻度で死骸調査を行うべきです。雪に埋もれた死骸はキツネなどに掘り返されて消失する可能性があります。	死骸確認調査の結果は、通年を同じ努力量で行うことで、事後調査計画の時期的な（月別の）重みづけに活用したものです。 なお、死骸残存率調査の結果の通り、オジロワシ等の大型鳥類については、当該地域では 20 日程度でも 40%程度の残存率を示しています。
43	11. P651 に「動物の死骸等に猛禽類が群がらないよう、牧場内を定期的に巡回し、風力発電機の周辺に動物の死骸等が放置されない様にする」と記載されているが、本準備書における「死骸残存率調査」において、「死骸に猛禽類が群がった」事例はない。なぜこのことが当該地域の環境保全措置であると考えられるのか、他事業からの引用に基づく環境保全措置ではなく、現地調査に基づいた環境保全措置を考えるべきである。	P703 の「表 10.1.3-32(8) 重要な鳥類への影響予測結果（オジロワシ）-1」の「確認状況及び主な生息環境」でも記載したとおり、1 月の調査において対象事業実施区域外東側の谷内にてシカの残滓に群がっている状況を確認したことを受け、P652 に示した専門家からの意見の内容も踏まえ、本事業における環境保全措置としたものです。
44	12. P651 の「動物の死骸等に猛禽類が群がらないよう、牧場内を定期的に巡回し、風力発電機の周辺に動物の死骸等が放置されない様にする」との環境保全措置は当該地域での「生態系」の予測でもある。「生態系」においてもこの予測を記述すること。	本事業においては、「生態系」は環境影響評価の選定項目としていません。

○景観

ID	意見の概要	事業者の見解
45	■景観 稚内市の観光地大沼バードハウスから大沼のハクチョウ類を眺める際に見える背後に丘陵がある拡大な景観は、巨大人工物がなにもないことに価値があり、人工物が少しでもあるとその景観を大きく損ないます。このため、この丘陵のスカイラインから突き出た風車の建設は避けるべきです。鉄塔を基準にした垂直見込み角による圧迫感があるか否かの評価方法は適切ではありません。風車は球体状に動き水平に複数が並んでいると一体のものとして見えるため、1 本 1 本の高さではなく、全体的な水平見込み角によって評価すべきです。水平見込み角によって累積的に周りの景観との違和感として評価すれば、各眺望点からは風車の存在は広々とした景観に対して重大な影響を及ぼしていることが明らかになるはずで、実際に私たちは大沼やメグマ沼からサラキトマナイの風車を見ると雄大な景観が損なわれる違和感を覚えます。景観自体が重要な場所では影響が想定される範囲として視野角 1 度の範囲を縮小すべきです。景観のヒアリングは風力発電事業を推進する地元自治体職員から景観調査地点を問い合わせた	本準備書における予測調査結果において環境への影響が回避または低減されていることとされることから、協議会の設置は予定していません。

ID	意見の概要	事業者の見解
	だけで、専門家にヒアリングが行われていません。景観の専門家やサロベツや宗谷地方の景観の重要性を理解している地元環境保全団体に対してヒアリングを行ったうえで景観の評価をすべきです。 旧サロベツ原生花園ビジターセンター付近はバス停や駐車帯があるため、多くの人が道路沿いから高層湿原と巨大人工物がない景観を見物しに訪れ、車窓からの景観を楽しむ場所でもあります。ここからは現存のサラキトマナイの風車が視認でき、風車が大型化すれば、より大きく見えることが予想されます。このなにもない湿原の景観は、サロベツの自然景観そのものを代表するものです。この景観にスカイラインから飛び出る形で風車が建設されると、小さくしか見えないとしてもその景観の価値が損なわれ、観光資源としての価値の減少が心配されます。このため、旧サロベツ原生花園からの景観も評価の対象に加えるべきです。また、同様にメグマ沼木道、稚内森林公園、兜沼公園も景観調査の対象に加えるべきです。景観の重要性は古い一つの指針に依存するのではなく、地元を含めた協議会などで議論をしたうえで、地域の環境を十分に考慮した基準を設定したうえで判断すべきです。	

○累積的影響

ID	意見の概要	事業者の見解
46	■累積的影響の評価 道北エナジー（勇知と川西）、エコパワー（上勇知）による風車建設予定地が近隣にあります。 事業地は春秋の道北地方の主要渡り経路である大沼とサロベツの間のガン・ハクチョウ類のフライウェイの中心に位置し、そこに風車が建設されることによる移動阻害は大きいと考えられます。他の事業者による多くの風車の建設により、風車を避けた鳥類が移動経路として当事業地域に集中し、影響が増大する恐れがあります。従って、他事業者から情報の提供を受け、準備書の配置を元に累積的评价をすべきです。貴社としても環境影響評価図書縦覧期間以外にも自ら率先して公表することで、他の事業者から情報提供を受けやすくし、累積的影響評価に寄与すべきです。景観に対する影響も他の事業の風車が集中することにより累積的影響が増大することが懸念されるため、他の事業者の風車を含めて累積的评价を行うべきです。	累積的影響については、他事業者からの同意を得られた場合には、図書データを用いて騒音・風車の影・鳥類・景観の項目について予測評価を行う予定です。 縦覧終了後の図書公開については、公開方法を含め引き続き検討していますが、本検討とは別に本事業における累積的影響評価が可能となるよう、他事業者への働きかけを継続して行います。

○その他

ID	意見の概要	事業者の見解
47	■協議会の設置 本事業ではこれまで地元の環境保全団体などと十分な協議が行われてこなかったため、合意形成が不十分であり、今後大きな問題が発生することが懸念されます。特に、景観については客観的評価が困難なため、地元との協議が不可欠です。今後の調査や影響の評価と環境保全措置などの検討は、各専門の有識者や地元の環境保全団体・観光関係者などが参加する公開された協議会を設置し、十分に話し合った上で行うべきです。	本準備書における予測調査結果において環境への影響が回避または低減されていることとされることから、協議会の設置は予定していません。なお、景観については、準備書においてフォトモンタージュを作成し、新設予定の風車の見え方がわかりやすいよう掲載しております。
48	■4. 事業者（電源開発）及び委託先（アジア航測）の準備書は信用できない 事業者及び委託先は「（仮称）上ノ国第二風力発電事業評価書」において、調査で確認されたコヤマコウモリ死体（鳥獣保護法の希少動物・環境レッドリストの絶滅危惧Ⅰ類）を準備書では不明種として公表し、一般・環境大臣意見を聴取する手続きがない評価書でコヤマコウモリと明らかにした。国内のコウモリ類では同定の検索表が整理されており、標本があれば同定可能であり準備書段階の未同定は一般的に考えて理解しがたい。	上ノ国第二風力発電事業で確認されたコヤマコウモリについては、死骸発見当時は北海道内に記録の無い種であったことから、同定に慎重を期し、ヒナコウモリ科の一種として準備書に記載しました。評価書の作成にあたっては、その後北海道内にも生息が知られ、当該種であることが確認できたため、コヤマコウモリとして記載しました。 結果として疑いを招く事態となってしまう

ID	意見の概要	事業者の見解
	法手続きに対する事業者の姿勢が疑られるようなことがあると、住民等としては事業に厳しい姿勢を持たざるを得ない。本事業の準備書においても環境保全や一般意見に対する不誠実さが目立ち、強い不信感を抱いている。	ことは大変残念ではありますが、科学的知見に照らし、今後も適切な環境影響評価の実施に努めて参ります。
49	■13. 本準備書のコウモリ類の影響予測は信用できない。特に本事業者及び委託先は「上ノ国第二風力発電事業準備書」で調査結果（コヤマコウモリのバットストライク）を隠ぺいしようとした疑いがある。よって、事業者、北海道庁、経済産業省及び環境省の各担当者は、コウモリ類の専門家である【個人名】に意見聴取し、本準備書の予測結果が適切であるか確認すること。	上記のとおり、ご指摘の点は故意の隠蔽ではありません。 また、北海道庁、経済産業省及び環境省に対するご意見についての回答は差し控えさせていただきます。
50	■8. 事業者は環境保全を軽視している 方法書への意見に対し事業者は、「現地調査の結果、その飛翔状況から、コウモリ類のバットストライクに対する影響は極めて小さいと考えられることから、ご紹介いただいた環境保全措置を含め、環境保全措置を追加で実施することとはしていません。」と回答した。 そこで P693、P696 のコウモリ類の影響予測をみると「影響の程度は小さい」や「衝突する可能性は小さい」とあったが「影響は極めて小さい」とは記載していない。本事業者及びその委託先は環境保全や一般意見を軽視する傾向が強く、法手続きに対する姿勢が疑われる。	文言に不備があり、失礼しました。 コウモリ類のバットストライクに関する予測の結果は図書に記載の通りであり、影響の程度は極めて小さいと考えております。
51	■方法書の意見書に関する対応 方法書の意見が概要として内容の一部が削られており、意見について事業者の見解として回答していない部分が多数あります。削った部分について記載し、回答してください。また、方法書の意見書で指摘した内容が全く反映されていません。方法書を提出した段階でほとんどの調査が終了していました。方法書の意見書は追加調査を検討するために行うのではなく、本調査の方法に対して、意見を募るものです。その意見が反映されなければ行う意味がありませんので、方法書の意見を反映させたうえで調査をやり直すべきです。	環境影響評価準備書に対して環境の保全の見地から頂いたご意見は、環境影響評価法第二十一条の規定に従い、原則として「意見の概要」を整理しています。 なお、いただいた意見も踏まえ必要に応じて調査の追加を含め調査内容を見直しており、調査をやり直す必要はないものと考えます。

日刊新聞紙における公告等

北海道新聞 (令和 2 年 1 月 17 日 朝刊 31 面)

(仮称)新さきとまない風力発電事業 環境影響評価準備書の縦覧及び説明会の開催について(公告)

環境影響評価法に基づく「(仮称)新さきとまない風力発電事業 環境影響評価準備書」(以下、「準備書」という)の縦覧及び説明会の開催についてお知らせします。

■事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
事業者の名称 電源開発株式会社
代表者の氏名 取締役社長 渡部肇史
主たる事務所の所在地 東京都中央区銀座6丁目15番1号

■対象事業の名称、種類及び規模
対象事業の名称 (仮称)新さきとまない風力発電事業
対象事業の種類 風力発電事業(陸上) ※既設発電所の建設事業
対象事業の規模 最大14,850kW

■対象事業が実施されるべき区域
北海道稚内市

■関係地域の範囲
北海道稚内市

■準備書等の縦覧の場所、期間及び時間
縦覧の場所
①北海道総合振興局 保健環境部 環境生活課
稚内市末広4丁目2番27号
②稚内市役所 環境水道部 環境エネルギー課
稚内市中央3丁目13番15号
③稚内市役所 宗谷支所 稚内市宗谷村宗谷
④稚内市役所 沼川支所 稚内市沼川村沼川
⑤稚内市立図書館 稚内市大黒4丁目1番1号

縦覧の期間及び時間 令和2年1月17日(金)から令和2年2月17日(月) ※縦覧の時間は各施設の開庁・開館時間に準ずる。

電子縦覧
http://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind_shisaraktomana.html

■説明会の開催場所及び開催日時
稚内市生涯学習総合支援センター(風くるわかかな)
稚内市富岡1丁目1番2号
令和2年1月29日(水) 18時30分～20時

■意見書の提出
環境影響評価準備書について、環境保全の見地からの意見を、書面(日本語)により提出できます。なお、自由書式ですが、提出書式は縦覧場所又は電子縦覧のホームページからも入手できます。
提出方法 氏名・住所・準備書の名称・ご意見を記載し、左記まで郵送又は縦覧場所に設置の意見書箱へ投函ください。
提出期限 令和2年3月2日(月) ※当日消印有効

■意見書提出先・お問合せ先
電源開発株式会社
再生可能エネルギー本部 風力事業部 事業推進室(企画)
〒104-8165 東京都中央区銀座6丁目15番1号
電話番号 03(3554)9600
※電話によるお問合せは午前9時から午後5時まで
(土日祝日を除く)担当:星見小泉

日刊宗谷 (令和 2 年 1 月 17 日 2 面)

(仮称)新さきとまない風力発電事業 環境影響評価準備書の縦覧及び説明会の開催について(公告)

環境影響評価法に基づく「(仮称)新さきとまない風力発電事業 環境影響評価準備書」(以下、「準備書」という)の縦覧及び説明会の開催についてお知らせします。

■事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
事業者の名称 電源開発株式会社
代表者の氏名 取締役社長 渡部肇史
主たる事務所の所在地 東京都中央区銀座6丁目15番1号

■対象事業の名称、種類及び規模
対象事業の名称 (仮称)新さきとまない風力発電事業
対象事業の種類 風力発電事業(陸上) ※既設発電所の建設事業
対象事業の規模 最大14,850kW

■対象事業が実施されるべき区域
北海道稚内市

■関係地域の範囲
北海道稚内市

■準備書等の縦覧の場所、期間及び時間
縦覧の場所
①北海道総合振興局 保健環境部 環境生活課 稚内市末広4丁目2番27号
②稚内市役所 環境水道部 環境エネルギー課 稚内市中央3丁目13番15号
③稚内市役所 宗谷支所 稚内市宗谷村宗谷
④稚内市役所 沼川支所 稚内市沼川村沼川
⑤稚内市立図書館 稚内市大黒4丁目1番1号

縦覧の期間及び時間 令和2年1月17日(金)から令和2年2月17日(月) ※縦覧の時間は各施設の開庁・開館時間に準ずる。

電子縦覧
http://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind_shisaraktomana.html

■説明会の開催場所及び開催日時
稚内市生涯学習総合支援センター(風くるわかかな)
稚内市富岡1丁目1番2号
令和2年1月29日(水) 18時30分～20時

■意見書の提出
環境影響評価準備書について、環境保全の見地からの意見を、書面(日本語)により提出できます。なお、自由書式ですが、提出書式は縦覧場所又は電子縦覧のホームページからも入手できます。
提出方法 氏名・住所・準備書の名称・ご意見を記載し、左記まで郵送又は縦覧場所に設置の意見書箱へ投函ください。
提出期限 令和2年3月2日(月) ※当日消印有効

■意見書提出先・お問合せ先
電源開発株式会社 再生可能エネルギー本部 風力事業部 事業推進室(企画)
〒104-8165 東京都中央区銀座6丁目15番1号
電話番号 03(3554)9600
※電話によるお問合せは午前9時から午後5時まで
(土日祝日を除く)担当:星見小泉

ホームページにおけるお知らせ①



POWERドキュメント
お問い合わせ

[全館開館](#)
[参加情報](#)
[展示・特設展情報](#)
[観覧・社会への取り組み](#)
[採用情報](#)
[ニュース](#)
[知る・学ぶ・楽しむ](#)

[「展示・社会への取り組み」](#)
[「展示への取り組み」](#)
[「展示アセスメント」](#)
[「展示評価」](#)
[「展示評価に関するお問い合わせ」](#)
[「展示」に関するお問い合わせ](#)
[「展示」に関するお問い合わせ](#)

風力発電事業に係る環境影響評価結果

(仮称) 新さらきとまない風力発電事業

【(仮称) 新さらきとまない風力発電事業 環境影響評価準備書 (以下、「準備書」)
 準備書及びこれに基いた要約書(以下「要約書」)を環境影響評価法に基づき公表します。
 準備書及び要約書は2020年2月17日まで閲覧が可能です。なお、印刷及びダウンロードはできません。

※電子閲覧は「Internet Explorer 6.0以上」の環境でのご利用を推奨します。

- ・「(仮称) 新さらきとまない風力発電事業 環境影響評価準備書」の閲覧について**
 (PDF:112KB) [📄](#)
- ・表紙・目次** (PDF:267KB) [📄](#)
- ・第1章 事業地の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地** (PDF:140KB) [📄](#)
- ・第2章 対象事業の目的及び内容** (PDF:63MB) [📄](#)
- ・第3章 対象事業実施区域及びその周辺の状況** (PDF:23MB) [📄](#)
- ・第4章 計画段階環境配慮等についての調査、予測及び評価の結果** (PDF:16MB) [📄](#)
- ・第5章 要約書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解** (PDF:925KB) [📄](#)
- ・第6章 方法書についての意見と事業者の見解** (PDF:425KB) [📄](#)
- ・第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告** (PDF:365KB) [📄](#)
- ・第8章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の方法** (PDF:9MB) [📄](#)
- ・第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の方法についての経済産業大臣の勧告** (PDF:146KB) [📄](#)
- ・第10章 環境影響評価の結果**
 - ・10.1. 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果**
 - ・10.1.1 大気環境** (PDF:24MB) [📄](#)
 - ・10.1.2 その他の環境** (PDF:4MB) [📄](#)
 - ・10.1.3 動物** (PDF:33MB) [📄](#)
 - ・10.1.4 植物** (PDF:7MB) [📄](#)
 - ・10.1.5 景観** (PDF:29MB) [📄](#)
 - ・10.1.6 産業物等** (PDF:207KB) [📄](#)
 - ・10.2 環境の保全のための措置** (PDF:332KB) [📄](#)
 - ・10.3 事後調査** (PDF:342KB) [📄](#)
 - ・10.4 環境影響の総合的な評価** (PDF:403KB) [📄](#)
- ・第11章 環境影響評価を要した事業地の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地** (PDF:147KB) [📄](#)
- ・第12章 その他環境省令で定める事項** (PDF:6MB) [📄](#)

- ・資料編** (PDF:JMB) [📄](#)
- ・要約書** (PDF:7MB) [📄](#)
- ・ご意見記入用紙** (PDF:113KB) [📄](#)

【(仮称) 新さらきとまない風力発電事業 環境影響評価方法書 (以下、「方法書」)
 方法書及び要約書の閲覧は2018年11月22日に終了しました。

【(仮称) 新さらきとまない風力発電事業 計画段階環境配慮書 (以下、「配慮書」)
 配慮書及び要約書の閲覧は2018年2月22日に終了しました。

お問い合わせ先
 電源開発株式会社 風力事業部 事業推進室
 TEL: 03-3546-9600 (平日9時～17時)

ホームページにおけるお知らせ②

2020年1月17日
電源開発株式会社

「(仮称)新さらかとまない風力発電事業 環境影響評価準備書」の届出及び縦覧について

当社は、本日2020年1月17日付で、環境影響評価法に基づき、「(仮称)新さらかとまない風力発電事業 環境影響評価準備書」(以下、「準備書」という。)及び要約書を経済産業大臣に届け出るとともに、北海道知事、稚内市長へ送付しました。また、環境影響評価法に基づき、本日1月17日より自治体庁舎等において、準備書の縦覧を行います。

1. 準備書の縦覧

- (1) 縦覧場所：北海道宗谷総合振興局 保健環境部 環境生活課
稚内市役所 環境水道部 環境エネルギー課
稚内市役所 宗谷支所および沼川支所
稚内市立図書館
- (2) 縦覧期間：2020年1月17日(金)～2020年2月17日(月)
(閉庁日・閉館日は除く)
- (3) 縦覧時間：振興局・市役所・支所 午前8時45分から午後5時30分まで
図書館(火～金) 午前10時00分から午後8時00分まで
図書館(土日祝) 午前10時00分から午後6時00分まで
(開庁・開館時間に準ずる)

※当社ホームページにて、準備書及び要約書を2020年1月17日～2020年2月17日まで閲覧することができます。

2. 意見の提出

準備書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、以下内容により事業者宛に書面にてご提出ください。

- (1) 意見書の記載事項
 - ・氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - ・意見書の提出の対象である準備書の名称
 - ・準備書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載してください)
- (2) 意見書の提出方法
 - ① 縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函(2020年3月2日(月)まで)
 - ② 事業者宛に郵送(2020年3月2日(月)当日消印有効)
〒104-8165 東京都中央区銀座6丁目15番1号
電源開発株式会社 風力事業部 事業推進室 宛

<お問い合わせ先>

電源開発株式会社 風力事業部
事業推進室 TEL: 03-3546-9600 (平日9時～17時)

縦覧状況

宗谷振興局 	稚内市役所 
稚内市役所 宗谷支所 	稚内市役所 沼川支所 
稚内市立図書館 	

ご意見記入用紙

(仮称)新さらきとまない風力発電事業 環境影響評価準備書

ご意見記入用紙

環境影響評価準備書について、環境保全の見地からのご意見を、書面（日本語）により提出することができます。氏名、ご住所、ご意見を記載し、下記の提出先へ郵送、又は、縦覧場所に設置の意見書投函箱へ投函して下さい。

○意見書の提出先：

〒104-8165 東京都中央区銀座6丁目15番1号

電源開発株式会社（担当：星見・小泉）

○意見書の提出期限：令和2年3月2日（月） ※当日消印有効

意 見 書

年 月 日

ご 氏 名

法人その他の団体の場合は、
法人名・団体名、代表者の氏名

ご 住 所

法人その他の団体の場合は、
主たる事務所の所在地

環境影響評価準備書についての環境保全の見地からのご意見
※日本語にて記載してください。また、ご意見の理由を含めて記載してください。

注：1. ご氏名、ご住所について、必ずご記入下さい。なお、ご提出いただいた意見書並び個人情報については、個人情報保護の観点から厳重に取り扱いいたします。
2. 本用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4 サイズ）の用紙をご使用ください。